

遠軽地区広域組合ソーシャルメディア運用方針

1 目的

本方針は、遠軽地区広域組合（以下「組合」とする。）の行政情報や緊急時・災害時等の情報提供において、地域住民のニーズに沿った各種メディアを効果的に選択し推進していくため必要な事項を定めます。

2 運営

- (1) 本方針の対象とする組合ソーシャルメディアアカウント（以下「組合アカウント」とする。）は、次のとおりとします。

種類	アカウント名及びURL	発信内容
Instagram	engaru_firedept https://www.instagram.com/engaru_firedept/	各種事業開催状況
X	@engaru_firedept https://x.com/engaru_firedept	災害等緊急情報 啓発、募集情報
youtube	@engaru_firedept https://www.youtube.com/@engaru_firedept	各種事業開催状況 啓発、募集情報

- (2) ページの運用や管理は組合の事務局総務課で行い、投稿・発信は組合の職員（又は組合から委託を受けた者）が行います。

3 運用ルール

- (1) ページの更新や投稿による情報発信等については、原則、就業時間内に不定期に行います。
なお、この時間帯以外にも、緊急時・災害時の情報提供等については必要に応じて行う場合があります。
- (2) 組合アカウントは、専ら情報発信を行うものとし、利用者からのフォロー、リプライ、ダイレクトメッセージ等の投稿やコメントへの組合からの返信等は、原則行わないこととします。
なお、ご意見やご質問は、組合ホームページに掲載している代表メールアドレス等をご利用ください。
- (3) 運用に当たり、投稿内容に関係のないコメントや、「4 禁止事項」に該当すると判断したコメントは、投稿者に断りなく、非表示、削除、拒否その他これらに類する措置を行うことがあります。

4 禁止事項

組合ソーシャルメディアのページに対して、以下のような行為はご遠慮ください。

ユーザーの行為が以下のいずれかに該当する場合は、投稿に対するコメントの削除・非表示、アカウントのブロックをすることがあります。

また、悪質と判断される場合は、警察に通報する場合があります。

- (1) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏えいするもの

- (2) 組合又は第三者の名誉、信用を傷つけたり、誹謗中傷したりするもの
- (3) 組合又は第三者の著作権、肖像権等の知的財産権を侵害するもの
- (4) 法令や公序良俗に反するもの
- (5) 他のユーザー又は第三者等になりすますもの
- (6) 投稿が広告・宣伝目的のもの
- (7) 該当するソーシャルメディアの利用規約に反するもの
- (8) 本ページの趣旨に関係のないもの
- (9) その他組合が不適切と判断するもの

5 免責事項

- (1) 組合は、組合ソーシャルメディアにおける情報の正確性、完全性等には細心の注意を払いますが、それを保証する義務を負うものではありません。
- (2) 組合は、ユーザーが組合ソーシャルメディアを利用したこと、又は利用することができなかったことによって生じるいかなる損害についても、一切責任を負いません。
- (3) 組合は、ユーザーにより投稿されたコンテンツ（コメント・写真・動画等）について一切責任を負いません。
- (4) 組合は、組合ソーシャルメディアに関連してユーザー間又はユーザーと第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、責任を負いかねますのでご了承ください。
- (5) 組合は、ユーザーがソーシャルメディアを利用した際に表示されている、広告やリンク先の外部サイトについて、その内容の正確性、完全性等についていかなる保証も致しません。
- (6) 投稿に係る著作権等は、当該投稿を行ったユーザー本人に帰属しますが、投稿されたことをもって、ユーザーは組合に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する（加工、抜粋、複製、公開、翻訳等を含む。）権利を許諾したものとし、かつ、組合に対して著作権等を行使しないことに同意したものとします。
- (7) 組合ソーシャルメディアに関連して生じたいかなる損害についても組合は一切の責任を負いません。
- (8) ソーシャルメディアの利用方法、技術的なご質問、システム状況等に関しては、一切お答えすることができません。
- (9) 組合は、本運用方針を予告なく変更する場合があります。

6 知的財産権

組合ソーシャルメディアに掲載されている写真、イラスト、音声、動画及び記事等の知的財産権は組合又は正当な権利を有する者に帰属します。

なお、組合ソーシャルメディアの掲載記事に対する「いいね！」及び「リツイート」等の機能（これらに類する機能を含む。）については、自由に使用していただくことができます。

また、出所を明記しての転載は可能です。ただし、「無断転載を禁じます」等の注記がある場合には、この限りではありません。

7 個人情報の取扱い

組合ソーシャルメディアを通じて組合が提供を受けた個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に取り扱います。

8 適用

本運用方針は、令和7年4月1日から適用します。

言葉の定義

利用者：ソーシャルメディア利用者

ユーザー：ソーシャルメディア等のサービス利用者

投稿者：ソーシャルメディア別投稿を行った者または団体

なりすまし：他の利用者のふりをしてインターネット上のサービスを利用すること